

議案第二四号

特別職の職員で非常勤のもの、の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの、の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



特別取の取員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する條例の
一部を改正する條例

特別取の取員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に關する條例（昭和三十一年條例第六号）
の一部を次のように改正する

第一条に規定する報酬の別表中、教育委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委
員会委員、農業委員の報酬日額六〇〇円以内とあるを それぞれ日額七〇〇円以内
に改める

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十八年四月一日より適用する